

よくある質問と回答

Q1.納付方法を教えてください。

A1. 地方税お支払いサイトやコンビニなどの窓口で納付ができます。詳細は下記のページをご覧ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a16422/kurashi/tax/noze/noufubasho.html>

なお、納付後すぐに車検を受ける場合は、コンビニや金融機関で納付してください。

Q2.車両はもう手元にないのに納税通知書が届きました。

A2. 軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日に軽自動車を所有している方に課税されます。そのため、4月2日以降に売却や譲渡をした場合でも、その年度の軽自動車税は4月1日現在の所有者に全額納めていただくことになります。

売却や譲渡で車両を手放す際は、廃車や名義変更の手続きを必ず行ってください。

なお、原付・小型特殊自動車は、窓口・郵送に加えて電子で廃車の手続きができます。

電子申請の詳細は下記のページをご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a35984/kurashi/tax/kei/onlinehaisha.html>

その他の車両の廃車手続きはそれぞれ下記の登録機関にお問い合わせください。

○二輪の軽自動車・二輪の小型自動車

登録機関:神戸運輸管理部 兵庫陸運部

電話番号:050-5540-2066

○三輪・四輪の軽自動車

登録機関:軽自動車検査協会 兵庫事務所

電話番号:050-3816-1847

Q3.納税通知書の送付先を変更したいです。

A3. 市内で住民票を変更した場合、手続きは不要です。(中央区から灘区へ住民票の変更など)

以下の場合送付先の変更手続きが必要になります。

①住民票を変更せずに送付先のみ変更する場合

②住民票が神戸市外の方が、住民票を神戸市外に変更する場合

(大阪から東京へ住民票の変更など)

①②の場合は送付先変更の手続きが必要です。下記のページをご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a53704/kurashi/registration/shinsei/zei/sonotakyoutuu/141071301.html>